

第4章 公共施設における先導的な景観づくり

(第1回検討委員会での意見⑧、⑨及び意見交換会での意見を反映)

(1) 公共施設における先導的な景観づくり

国・都・区が住民の協力を得ながら整備する道路や公園などの公共施設は、まちの基盤を整備するものであり、景観上も重要な要素となっています。また、都市の基盤となる施設だけでなく、建物等すべての公共施設は、多くの人々が利用するものであり、区の景観を印象付ける重要な要素となっています。そのため、公共施設の整備においては、国・都・区が模範となる景観整備を積極的に推進し、区全体の景観形成の先導的役割を果たしていくことが求められています。

(文京区景観基本計画 p. 62 を基に作成)

(2) 公共施設の整備に関する景観づくりの方針

区役所や学校、図書館などの公共建築物や公園、道路など、国・都・区が維持・管理する公共施設の整備に関し、周辺の景観特性に配慮するとともに国・都・区が先導的に景観形成を推進し、他の模範となる景観を創出するための景観づくりの方針を定めます。

表4-1 公共施設の種類と景観づくりの方針

公共施設の種類	景観づくりの方針
公共建築物等 (区役所、学校、図書館、自転車駐車場など)	公共施設の種類に応じて、景観づくりの方針を定めます。
公園	
道路	
河川	
橋梁	
その他	

(3) 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域のシンボルとなっており、良好な景観形成に重要な公園、道路、河川(※)は、景観法第8条第2項第4号のロに基づく景観重要公共施設に指定し、その整備や占用許可に関する事項を定めます。

(第1回検討委員会 資料第4号 p. 2)

※景観重要公共施設として指定できる公共施設は、景観法により、公園、道路、河川と定められています。景観上重要な公共建築物については、景観法第19条第1項に定める景観重要建築物として指定することができます。

第5章 景観資源の保全

(1) 景観重要建造物の指定方針

区内には、地域の歴史を物語る歴史的な建物やまち並みのシンボルとなっている建物が数多くあります。これらは文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源でもあります。

景観法に基づく景観重要建造物の制度では、こうした地域の景観の核となるような景観上重要な建造物や工作物を広く指定することができます。

文京区では、地域のシンボルとなっている建造物や工作物について景観重要建造物の指定方針を示し、所有者の意向を踏まえながら指定していくことを検討します。

(第1回検討委員会 資料第4号 p.2)

景観重要建造物に指定されると

- 指定された建造物の現状変更に関しては区長の許可が必要となります。
- 外観を保存するため、建築基準法上の制限の一部を緩和することが可能になります。

(2) 景観重要樹木の指定方針

区内には、古くから地域のシンボルとなっている樹木や、まち並みのアイストップになるなど地域の緑豊かな環境や景観を象徴する樹木などが数多くあります。これらの樹木は文京区ならではの景観をつくる重要な景観資源です。

景観法に基づく景観重要樹木の制度では、地域の景観の核となるような景観上重要な樹木を広く指定することができます。

文京区では、地域のシンボルとなっている樹木について景観重要樹木の指定方針を示し、所有者の意向を踏まえながら指定していくことを検討します。

(第1回検討委員会 資料第4号 p.2)

景観重要樹木に指定されると

- 指定された樹木の現状変更に関しては区長の許可が必要となります。

第6章 屋外広告物の表示等に関する方針

良好なまち並み景観の形成にとって、屋外広告物は重要な存在です。文京区では、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」に基づいて、屋外広告物の指導・誘導を行ってきました。

景観計画の策定に当たり、屋外広告物の表示及び屋外広告物の設置に関する行為の制限の方針について示し、「文京区屋外広告物景観ガイドライン」の内容を計画に反映させます。

(第1回検討委員会 資料第4号 p.2)

第7章 景観形成の推進

(1) 景観形成推進の基本的考え方

景観形成は長い時間をかけて行うものであるため、できることから取組を進めることが大切です。また、文京区らしい魅力的な景観づくりを進めていくためには、景観づくりを担う区民・事業者・区がそれぞれの役割を果たし、景観づくりに関わる様々な取組を複合的に積み重ね実践していくことが重要です。

区民一人ひとりが、景観に対して意識・関心を持つことが重要であるとともに、地域に住む様々な人と共通の考え方を持つことが大切です。また、事業者も景観に対する意識を持ち、事業を進めることが重要です。そして、区は景観づくりの方向性を示し、区民が主体的に活動できる仕組みを整えていきます。ここでは、景観形成推進のために必要な事項を定めます。

(文京区景観基本計画 p.62 及び意見交換会での意見を反映)

(2) 実現に向けての方策

現行の景観アドバイザーを活用した届出制度を、引き続き実施していきます。実施に当たっては、事業者等に対し、制度の内容やまち並み景観への配慮の仕方などについて、ガイドライン等を用いて分かりやすく説明するとともに、協議物件を定期的に見て回るなどチェック体制を強化し、変更届等のないものには注意を促していきます。建築等の完了時には現地を確認し、届出の内容と相違がある場合には改善してもらう等、良好なまち並み景観の形成を推進していきます。

また、「文の京都市景観賞」や「まち並みウォッチング」など現在実施している事業に加えて、景観形成を更に推進していくために新たに取り組む事業などについて検討します。検討に当たっては、(仮称)文京区景観計画の策定に向けた意見交換会での意見を参考にしながら、景観に対する普及啓発活動の充実や区民一人ひとりが行う景観づくりを支援する仕組みの導入などについて検討します。